

1 議事日程(5日目)

[平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成17年6月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第41号 太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第2 議案第42号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第43号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第44号 太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第45号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第46号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第47号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第48号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第49号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第10 議案第50号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第51号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第12 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第13 議案第53号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第14 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第15 議案第55号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)

- 日程第16 議案第56号 太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（各常任委員会）
- 日程第19 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第20 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書（総務文教常任委員会）
- 日程第21 請願第2号 市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どりの通行願う請願書（建設経済常任委員会）
- 日程第22 意見書第1号 県営山神ダム上流域産業廃棄物処理施設に関する意見書
- 日程第23 議員の派遣について
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋

総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1から日程第13まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」から日程第13、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第13までを一括議題とします。

日程第1から日程第13までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」から議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」及び議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、公の施設の管理運営について、指定管理者制度に移行するために条例を廃止し、新たに条例を制定するという内容の議案でしたので、一括して審査を行いました。

本議案に対して多くの質疑がございましたので、質疑の中で確認した主な内容と審査結果を報告いたします。

この条例に基づき、今回指定管理者制度の導入がされる施設は、現在管理委託している13施設です。そのうち、太宰府史跡水辺公園と北谷運動公園については、公募により指定管理者が指定されます。理由として、13施設を全部公募にしてもいいが、失敗が許されないことから、プールやテニスクラブの運営が民間で行われており、民間はいろんなノウハウを持っていて、

市が運営する以上の市民サービスが十分に期待できると判断し、2つの施設について公募することです。

他の11施設については、第5条に基づき公募せずに現在委託している文化スポーツ振興財団、古都大宰府保存協会、社会福祉協議会を指定管理者に指定し運営を代行させるとのことです。

契約期間は、公募する2施設については指定を受ける団体の設備的な投資を考慮して3年契約、公募しない施設については2年契約としておくことで、公募した施設の1年目、2年目の状況を見て、他の施設についても公募でやれるかどうか判断していくとのことでした。

委員会での審査結果の主な内容としては、手数料、使用料については、各施設の条例で上限を定めるので、現行どおりかそれ以下になること。また、指定管理者の選考については、所管部を含めた内部の10人以内で組織する候補者選定委員会を設置し、対応していくこと。公募しない施設の指定管理者についても議会の議決を要すること。個人情報の取り扱いに関する罰則規定は、個人情報保護条例を準用することなどを確認しております。

質疑を終え、まず議案第41号について討論、採決を行いました。討論はなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号について討論、採決を行いました。

討論において、2名の委員から賛成の立場で討論がありました。その内容は、現在雇用されている方々の身分を保障すること。施設の利用目的を明確にし、目的に沿った運営に心がけること。選考委員の選出に際しては公平性を期すること。市民に対し説明会を開くなど、きちんと説明を行うこと。市民サービスを確保すること。NPO、自治会等も参加できるような方法を検討すること。公募によらない場合の理由などを規則の中で位置づけることなど要望した賛成討論でした。

討論を終わり、採決の結果、議案第42号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、職員の国際機関等への派遣期間を3年から5年に改めるものです。

本議案については、執行部より説明がございましたので、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号「太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は功労表彰、善行表彰に新たに特別表彰を加える内容です。

委員から欠格条項について内規等の有無についての質疑があり、執行部の回答は、きちんとした決め事はないが選考委員会があり、その中で判断しているとのことでした。

本議案についての質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第44号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

改正の内容につきましては、非常勤消防団員の退職報償金について、分団長、副分団長、部長、班長にあって、10年以上25年未満の勤続年数があった者について一律2,000円を引き上げるものです。

本議案については、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、太宰府市国立博物館設置促進会議が目的を達成したために、この会議を廃止するという内容です。

本議案についてはさしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号から議案第53号までについては、さきに報告しました議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定」に伴い、施設の管理運営について指定管理者制度への移行が必要となったことに伴う条例の一部改正です。

まず、議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、委員から多くの質疑がありました。主なものとしては、休館日の曜日までを条例でうたう必要があるのか、指定管理者にある程度の裁量権を持たせる形での条例の書き方はできなかつたのかとの質疑がありました。これに対し、休館日については総務省から通知の中の条例で規定すべき事項が入っていたこと、休館の日数、曜日等はきちんと決めていた方が、議会の意見が十分に聞けることなどから条例に入れたとのことでした。

また、指定管理者は文化スポーツ振興財団として、管理運営を代行していただく箇所は現在委託している部分と変更がなく、今後は仕様書できちんと区分していくこと、財団に出向している職員の勤務体制は今までと同じ形になることなどを確認しています。

さらに、指定した指定管理者の中に市職員が管理職にいることから、管理指導する権限が指定する市にあるのか、指定管理者にあるのかが明確でない点や、生涯教育について市が行う業務と指定管理者が代行する業務の区分が明確でない点については、仕様書ができるまでに整理を行うとのことでした。

以上、本議案について質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

委員から、どの範囲を指定管理者にするのかの問いに対し、現在文化スポーツ振興財団に委託している1階部分のふれあい館の自主事業のまま指定管理者制度に移行することです。また、ふれあい館に設置されているパソコンに子どもたちがたむろしてゲームばかりやっている状況で、指定管理者制度に移行された後、管理者の権限で撤去することができるのかとの質問があり、それに対する回答としては、歴史系のクイズ等のゲームのようなものができるようになっており、今後指定管理者制度とあわせて詳細に協議していくとの回答でした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、体育施設の休館日、利用料金等の改正が議会への説明もなく市の広報に掲載されていた。これらは規則で改正できることから、議会の議決は必要ないが、市民にかかわる部分の改正については、市民に知らせる前に議会に説明していただきたいとの意見が出されました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案の質疑の中で、委員から障害者の方や高齢者の減免は規則で定められており、条例の方に上げていただきたいとの要望があります。

質疑を終え、討論では条例の中に月曜日という休館日を定めることは、最初から指定管理者の裁量権をなくすことになるので、規則の中で定めていただきたいとの要望の上、賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案の質疑において、図書館の管理運営を指定管理者に代行させ、館長については市の職

員を配置することとなると、管理者が2人になるという問題点があるのではとの質疑に対し、指定管理者制度は管理運営の全部または一部を代行させることができることになっており、今回の図書館については、業務の一部である貸し出し、返却業務を指定管理者に代行させるとしているため、管理者が2人になることはないとの回答でした。また、委員から休館日と開館時間は条例でなくて規則でうたっていただきたいとの意見がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第41号から議案第53号までについての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第41号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第42号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第43号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第44号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第45号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第47号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第48号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第49号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第50号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第51号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第52号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第53号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これでは質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第41号「太宰府市公共施設の委託に関する条例を廃止する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第42号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

1番片井智鶴枝議員。

1番(片井智鶴枝議員) 私は賛成の立場から討論いたします。

指定管理者制度の導入の背景を見ますと、2003年度の衆議院の総務委員会会議録によれば、1つは住民のニーズの多様化であり、それに効果的、効率的に対応するためには民間の事業者のノウハウを広く活用することが有効である。

2つ目には、公的団体以外の民間主体においても十分なサービスの提供能力を認められるものが増加しているということ。

さらに、2002年度の構造改革特区構想の第1位提案の中に、複数の自治体から第三セクターなど自治体の出資法人など以外に民間企業に公の施設を管理できるようになってほしいとの提案が出されたということが理由に上げられています。

このような経緯があり、太宰府市においても条例を制定し、制度導入をすることになりますが、その制度導入するに当たって次の2点について要望したいと思います。

まず1点目、この指定管理者制度の政策目的を明確化してほしい、すなわち公共性を明確にしてほしい。これはそもそも公共性が認識されていなければ、運営したり支援したりする必然性はありません。だれのために、何のためにするのかということをきちんと明確にしておいてほしいと思います。

2点目、納税者すなわち市民の合意があり、説明責任が果たせるかどうか。公的な費用負担を行う市民に対して説明できるかどうかということは大変重要になってまいります。今回の制

度導入に当たり、公募が原則と言いながら市内のほとんどの公的施設の管理運営に文化スポーツ振興財団が当たることとなりますが、その財団の運営に当たりまして次の2点について要望したいと思います。

まず、開館時間、休館日、職員の接客態度など市民のサービスのあり方など、今の現状をきちんと把握してほしい。

2点目、出向行政職員の今後の処遇など。

以上、2点を要望したいと思います。

これで賛成討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第42号につきましては、幾つか要望を述べた上で賛成いたします。

指定管理者制度については、公の施設の管理運営が営利を目的とした事業者にゆだねられた場合、地方自治法に定められた趣旨が守られ、住民の利益と権利が保障されるのか。また、それまで働いていた人たちの雇用が守られるのかなど危惧される点が多々あります。

しかし一方で、住民が主体の民間組織やNPOなどの団体が管理者になることができるという点で、市民と協働のまちづくりが進められるという可能性も生まれたこと。そして、公募によらず現行の出資法人が引き続き指定管理者になることも可能である条項が条例に盛り込まれていることから、手続条例や今回提案をされております各施設の条例改正については、反対はいたしません。今後指定管理者の指定が行われ、議会で議決を求められたときに、市民から見ると指定された団体あるいは事業者が指定管理者として適切なのかどうか。その際に十分議論を尽くし、見きわめたいと思っております。

それで、要望ですが、まず指定管理者の指定について、議会審議の際には要求のあった資料はすべて提出をすること。そして、市民に広くその内容を知らせること。選定委員会は透明性を考慮して、団体や事業者とはかかわりのない人物で組織すること。協定書で労働基準法など関係法令の遵守をうたい、労働者の権利を保障させること。

以上を要望し、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 議案第42号に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、公共施設の設立趣旨と照らし合わせまして、協議書を作成していただくこと。福祉目的で建てられた施設については特に注意をしていただきたいと思います。

次に、公募の場合、その選考に関する公平性を高めるために、指定管理者選定委員会の構成メンバーには応募してきている団体と関係のある人材は登用しないこと。

以上、2点を要望して賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今回総務文教委員会に付託されましたこの指定管理者制度ですが、委

員会で終日条例に基づく審議をいたしました。その委員会議事録というのを、執行部におかれましては、今後指定管理者制度移行に当たっては委員会審議の内容をよく精査していただき、問題点が起こらないようにしていただきたいと思います。

私は、この指定管理者制度という中で、委員からの質疑に対し執行部の答弁を聞いておりまして、やはり監督すべき行政の職員が指定管理者に指定したところに職員が配置をされるという問題については、ある一定の説明を受けましたが、当然今職員が大変不足している状況の中で、やはり指定管理者の施設に職員が6名近くも出向する。文化振興財団、それから社会福祉協議会とか、こういうところに職員が出向していることはやはり問題ではないかなと。業者の説明はよくわかりましたが、本来徹底した立ち入り検査や指導をする状況の中で、職員がおれば、そこはですね、市から出向している職員がおるために安心してとこうなりますが、そういう矛盾点もありました。

また、やはり今後いろんな問題が起こってくると思います。やはり議会の監査委員、そして行政の監査委員がありますが、その財団、指定管理者の機関がその中で監事、監査とかという状況を報告してくるわけですが、住民が今後やはり住民監査請求などができるのか。また、その情報公開についても大変厳しい問題もありますし、今後本当に先ほどからも各議員から討論があつておりますが、初めてこういう指定管理者制度に移行していく上で様々な問題点がありまして、議会でも今後も論議もされと思いますが、問題のないようにしていただきたいし、問題点は直ちに議会に報告するようにお願いをして、この指定管理者制度については賛成をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第43号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第44号「太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第45号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第46号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第47号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時35分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第48号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時35分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第49号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第50号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対1名 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第51号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第53号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分

~~~~~

日程第14 議案第54号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第14、議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第54号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の改正は、主に指定管理者制度の導入に伴うものとなっております。

審査において、委員から有料公園が毎週月曜日を休園日とすることについて、月曜日にしか利用できない方のために、今後見直しを考えていただきたいという要望があり、見直しの必要が生じれば調整を図っていきたいとの回答を受けました。

本議案に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第54号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分

~~~~~

日程第15から日程第17まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りいたします。

日程第15、議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15から日程第17までを一括議題とします。

日程第15から日程第17までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 6月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」は、主に指定管理者制度の導入に伴うものとなっております。

委員より、指定管理者制度導入後も管理は引き続き太宰府市文化スポーツ振興財団に任せていくのか尋ねたところ、来年の4月からこの指定管理者制度にのっとり、相手先はかえずに管理していく考えであるとのことであります。

また討論では、指定管理者制度については公の施設の管理運営が営利を目的とした事業者ゆだねられた場合、本当に住民の利益と権利が保障されるのかなどが危惧されるため、指定管

理者の指定の議案が上程された場合は、指定された指定管理者が住民から見て適切かどうか十分議論し、不向きだと判断した場合は反対をしていくということを明確にした上での賛成討論がありました。

採決の結果、議案第55号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」も議案第55号と同様、指定管理者制度の導入に伴うものとなっております。

委員より現在の委託先である社会福祉協議会には市から職員が1名派遣されているが、指定管理者制度導入後の取り扱いはどうなるのか尋ねたところ、社会福祉協議会の自立を目的に職員を派遣しているが、指定管理者制度に移行された後については、現時点での方針は出ていないとの回答を得ました。

討論では、先ほどの議案第55号に対する討論と同様の賛成討論がなされましたが、特に当施設の設置目的や事業内容を考えると、営利目的の事業者ではなく、現在の委託先である社会福祉協議会に引き続き委託をしてほしいとの要望がなされております。

採決の結果、議案第56号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」は、環境美化センターの使用料を、現在の「事業活動に伴うもの、50kgにつき400円」、「それ以外のもの、50kgにつき250円」から「10kgにつき140円、10kg未満の端数は10kgとみなす」に統一するものであります。

さしたる質疑はありませんが、討論において、事業用と一般用の料金が同一ということは納得できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第57号については、大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上、報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第55号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第56号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第57号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時48分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」これから討論を行います。

通告がっておりますのでこれを許可します。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 委員長報告にもありましたけれども、これも意見を述べた上で賛成したいと思います。

老人センターの設置の目的や事業内容からしまして、これが営利を目的とした事業者にゆだねられた場合に利用者の公平性や平等性、またプライバシー権が確実に保障されるのかどうかという点で問題点が多いということから、老人センターにつきましては現在の委託先であります社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定していただきたいということを強く要望しまして、討論を終わります。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」これから討論を行います。

通告がっておりますのでこれを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第57号の環境美化センターの条例改正については、反対の立場から討論をいたします。

議案の内容は、環境美化センターに不要品を持ち込む場合の利用料金が上がるというものです。

負担の公平性という理由で、事業活動以外は40kg未満は無料だったものを10kg単位で有料にしています。幾らかでも負担をしてくださいというのは理解できるとしても、今度の改正で事業活動と一般が同一料金になったことは認めがたく、そこはやはり区別をすべきだと思います。

それに、近隣市町との均衡を図るとして10kg140円という額になっていますが、余りにも値上げ幅が大きいのではないのでしょうか。

以上の理由により、この議案については反対をいたしまして討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時51分

~~~~~

日程第18 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第18、議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月3日の本会議において、各委員会に分割付託されました議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け審査を行いましたので、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、小学校4校、中学校1校のそれぞれの体育館の耐

震診断委託料として1,020万円。福岡県西方沖地震及び余震により学校施設に被害が生じたため、復旧関係費として546万7,000円が計上されております。

歳入につきましては、今回補正の不足分に充当するために前年度繰越金1,615万5,000円が補正されております。

審査において、耐震診断の結果、工事が必要となった場合は、既決予算の中でできるものについては実施すること。市内の小・中学校の体育館の耐震診断については、今回の補正ですべて終了することを確認しています。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第58号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分につきましては、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の補正は、歳出8款4項4目の佐野土地区画整理事業の1件です。

その内容は、当初市が施工予定していた宅地土留め工事を、地権者協議において、地権者本人が工事施工することになったため、15節の工事請負費8,000万円を22節の補償、補てん及び賠償金に組み替えるものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第58号の建設経済常任委員会所管分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 6月3日の本会議において3常任委員会に分割審査付託されました議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の環境厚生常任委員会

所管分につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において福岡県西方沖地震に伴う37件分の被災住宅補修等利子補給金の増444万円。保健師の育児休業に伴う職員給与費の減200万5,000円及びその代替嘱託職員の賃金の増171万2,000円が補正されており、歳入についてはそれに伴う補正となっております。

委員よりさしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第58号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時59分

~~~~~

日程第19 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第19、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

本案は平成16年12月議会において環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 平成16年12月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告い

たします。

委員より、今は早急に条例制定を求めるよりも、今は行政側の判断にゆだね、結論を出すのはその状況を見守ってからではどうかとの意見が出され、本請願は継続審査することで採決を行いました。

その結果、委員全員一致で請願第11号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第11号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第11号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時01分

~~~~~

日程第20 請願第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第20、請願第1号『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 請願第1号『「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書採択を求める請願書』については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告します。

この請願について委員に意見を求めたところ、意見はありませんでした。私から関係者の意見を聞いて審査を行いたいので継続審査とすることを提案しましたところ、委員から異議がな

かったので、本請願を継続審査にすることについて採決を行いました。

その結果、請願第1号については、委員全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時04分

~~~~~

日程第21 請願第2号 市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書

議長（村山弘行議員） 日程第21、請願第2号「市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託された請願第2号「市道（鶴畑 - 芝原線）と市道（芝原 - 朱雀線）を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」につきましては、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、現地調査の上審査いたしましたので、その主な内容と結果について報告いたします。

6月3日に紹介議員から補足説明を受けておりますが、今回の請願では、県道新設に伴い、

既存する西鉄都府楼前10号踏切が自動車が通行できなくなる踏切となることについて、現状のままの踏切として残してもらうことが求められております。

なお、請願者の意見を伺っていただきたいということについては、傍聴者の中に請願者がおられ、意見を述べることを希望されておりましたので、現地調査前にその取り扱いについて委員会協議会で協議することを提案し、休憩中に論議いたしました。その中で、請願は請願書によって願意を示すものであるため慎重に検討しなければならない。また、紹介議員の説明が十分であったと判断できるとの意見が出されました。よって、再開後の委員会において請願者の意見は伺わないことを私の方から提案したところ、異議はなく、請願者の意見は伺わないことに決定いたしました。

審査に当たりましては、まず現地を確認し、執行部に対しこれまでの経緯について説明を求めました。

説明では、西鉄二日市駅東口まで、既に供用している県道観世音寺・二日市線を延伸するため、途中西鉄太宰府線を横断する踏切を新設し、市道御垣野・隈野線に接続するための事業として、現在、新設踏切道及び道路本体工事の詳細設計がなされているとのことです。

踏切を増設する場合、国の踏切道交通の安全に関する施策における踏切道統廃合促進の通達から、鉄道管理者である西日本鉄道からも踏切を統廃合することが条件とされておりますが、当該地域の方々に西鉄二日市駅東口や駅周辺施設を利用していただくためにも、踏切を確保しておくことが必要であるため、西日本鉄道、福岡県と協議の結果、当該踏切を廃止するのではなく歩行者専用踏切とすることで協議が調ったとのことです。

当該踏切を生活道路や営業用道路として自動車を利用されている方にとって大変重要な踏切であり、不便をかけることについて十分承知しているが、バリアフリー施策や安全上の問題から、最寄りの踏切を利用していただきたいとのことでした。

協議において、委員から、当該踏切から新たに新設する県道観世音寺・二日市線に接続した場合の問題点や、現状のままでも大変危険な踏切であることは理解できるため、当該踏切の縮小に伴う同地区のまちづくりとして、現在検討している内容について確認いたしました。

まず、当該踏切を現状のままとし、新たに新設する県道観世音寺・二日市線に接続することについては、県道に交差点を設置することになり、これまで以上に自動車の往来が増えることが予測されることから、大変危険であり、警察からの強い指導があつているとのことです。

なお、西鉄太宰府線に並行している既存の市道般若寺・芝原線については、安全性の問題から現地にて廃止することを確認しております。

当該踏切の縮小に伴う周辺のまちづくりとしては、西鉄二日市西口方面の市道鶴畑・芝原線の整備など、筑紫野市を含め、今後あらゆる方法を検討し、提案していきたいとのことでした。

また、地元説明が不足していたのではないかととの意見があり、市民に直結する問題については、今後地元に対し十分な説明がなされるよう要望いたしました。

協議を終わり、討論はなく、採決の結果、請願第2号につきましては、採択することに賛成する委員がいなかったため、不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 建設経済委員長、大変委員会で審査をしていただき、現場も見ていただいたということですが、その中でまず地元説明不足については、執行部に対して指摘はされたでしょうか。やはりまだですね、この踏切が歩行者専用になったり、一方の踏切が廃止されるということが、この関係の住民の方が知らないでいるという状況ですね。こういう問題について、委員会としてやはり担当部に地元説明をなぜ行っていなかったのかとか、今委員長報告では説明不足を指摘されたようですが、やはり関係住民として長年通っていた踏切がなくされるというのは、生活圏の関係で大きな影響を受けるという形で私も提案理由を説明しておりますが、担当課に対してどのような内容でですね、審査されたのかが1点です。

それから2点目ですが、本当に関係住民についてはですね、この踏切が歩行者だけになるということで不安であって、委員会の現地調査も傍聴されて、説明も行う中で、筑紫野警察署に行かれたそうです。筑紫野警察署から指導を、どういう形でこれが歩行者専用になったのかを説明を求めたいというふうにして筑紫野警察署に行ったところ、太宰府市と西鉄と県で協議をして筑紫野警察署に持ってきたそうです。そのときに、今皆さんのところ地図があると思うんですが、点々をこう入れてるところの通行については、はっきり言って警察としては認められないと言ったそうでありまして。ところが、この請願については今までどおりの部分について出されておりましたが、警察としては、できれば今西鉄の所有地であります車どめをしてるところ、これを踏切の拡幅とそれから点々をしてるところについては暗渠が入っているようですが、これが市の公道であるし、この部分と今車どめの部分についてできれば変更し、まあ対等交換するとかですね、そういう状況で一方を通行させて、この県道の581号線に入ると。

それから一方、このもう一つの五条駅近くの踏切の部分についても、この線の入ってるところについて、交差するのも問題があるということでロータリーという形になっておるということで、警察の方が詳しく関係者に説明されたようですが、こういう内容についても行政側の方から説明を受けたかどうかですね、報告をいただきたいと思うんですが。討論はまた討論でさせていただきますので。

議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ただいまの武藤議員からの質問に対してお答えいたします。

市からの説明では、平成16年3月に地元説明会を行われたということです。

それと平成17年3月、地区道路整備促進協議会を開催されているということで、非常に説明

が少ないということで、先ほど報告いたしましたように地元説明が不足しているということで、十分今後とも説明をするように指摘いたしておりました。

2点目につきましては、今議員から言われたように、真っすぐに行って今度新しくできる県道に交差することについては、委員からいろんな意見が出ておりました。今武藤議員から言われました通行どめにしてる歩道、今歩ける歩道のところについては、委員からの審議はなされておられません。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変今、所管の委員長から説明も受けましたが、この請願について、少し請願の内容についての問題があっておまして、やはり警察の指導を受けたときにこういう新たに踏切との関係があって、問題があるということで、地元としてはそのまま真っすぐ、今車どめをしてるところ、それから新たに廃止される面積以上のものをですね、対等交換すれば通行もできるわけですし、今からできていくわけですが、ぜひ改めて請願を提出をしたいという願いがあるようです。

行政側としても平成18年度完成をさせてやるわけですが、やはり長年通行してるこの踏切、これもしかも現在車どめがなされておりますが、何らかの方向でこれを通過させるようにしていただければ、本当に関係住民も助かります。私もその近く、榎寺神社の前の踏切前に住んでおりますが、本当に上下線の関係で遮断機があると、本当もう5分から6分間渡れないという状況なんですね。そうすると、その間にこの踏切がやはり通行できなくなると、その手前の踏切とそれから榎社の前の踏切と、こういう状況ですね、大変な渋滞が考えられますし、またこれが通行できなくなると、提案理由説明をしたように東口に回って、そしてまたその榎社の1つ手前に回ってくるとか、本当に通行不便な状況、大変な混乱が出てくるわけですね。

それで、やはり再度検討ができるかどうかは行政として努力もしていただきたいし、それから関係住民にやはり説明をしないと、私どもも初めてこういう内容がですね、明らかになって、こういう議会で審議をすると。しかも、3月23日に関係者を集めてというか、代表者だけの説明。それから、そういうこの道路関係をつくる委員だけが集まって、県と市と西鉄と警察との協議事項の報告を受けて進んでいくようでは、地元の人は何も知らなくて行われているという状況が事実明らかになっております。

私としては、こういう問題については地元の意見を聞くこと。新たに1つは歩行者専用、一

方は廃止という問題が出てきておりますので、今後説明をすることとやはり交通渋滞やこういう交通混雑を招かないためにも、この踏切を車が通行できるように直進し、ロータリーで通行できるような方法を検討いただくことをお願いをして、この請願を採択することに賛成する立場で討論をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

不採択 賛成2名、反対17名 午前11時21分

~~~~~

日程第22 意見書第1号 県営山神ダム上流域産業廃棄物処理施設に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第22、意見書第1号「県営山神ダム上流域産業廃棄物処理施設に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） 県営山神ダム上流域産業廃棄物処理施設に関する意見書についてご説明いたします。

本案については、山神ダムから水の供給を受けております筑紫野市、小郡市、太宰府市が同様の趣旨に基づく意見書を福岡県知事あてに提出することとなったものであります。この意見書の提出者は私、岡部茂夫、賛成者は山路一恵議員、武藤哲志議員、佐伯修議員、福廣和美議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、渡邊美穂議員、不老光幸議員の方々です。

理由は、市民の飲料水を賄う山神ダム周辺の環境を守り、市民の健康に対する安心と安全の確保を求めためであります。

裏面をご参照願います。この意見書の朗読をして説明にかえます。

株式会社産興が設置している産業廃棄物処理施設は、筑紫野市、太宰府市、小郡市20万人有余の市民の飲料水を賄う山神ダムの直近上流に位置し、20年近くの長きにわたり水質、大気等に関する将来への大きな不安を市民に抱かせてきた。

これまでも、硫化水素による3名の痛ましい死亡事故をはじめ、許可容量を超える埋め立

てや会社関係者による畳等の不法投棄など多数の違反行為が続発し、廃棄物処理に対する市民の不安は極限まで達していた。

このような中で、5月2日、3日のテレビ報道、そして3月15日、18日、24日の施設に対する県立ち入り調査の中で違法な廃棄物処理の実態が明らかにされ、強い衝撃と大きな憤りを覚えるものである。

今回の廃棄物処理法違反による行政処分は、産業廃棄物問題の抜本的解決に向けた新たな第一歩ではあるが、廃棄物が処理施設に持ち込まれない状態になっただけでは完全解決にはほど遠い。

20万人有余市民の命の水がめである山神ダム上流には、依然として改善がされない状態のまままで廃棄物が存在しており、子々孫々にわたる市民の健康に対する安心と安全の確保を求め、下記事項について適正な措置が講じられるよう強く要望する。

記といたしまして、1、操業が再開されないように許可の取り消しを行い、監視指導体制を強化すること。

2、第1期処分場の許可区域外埋め立てについては、改善命令が出ているにもかかわらず未着手の状態であり、早期着手とともに改善命令を完全に履行し、違反廃棄物の完全撤去を行うこと。

3、テレビ報道及び県の立ち入り調査で明らかになったように、中間処理工程（選別）を経ずに埋め立てられた廃棄物の完全撤去を行うこと。

4、操業停止後の施設の維持管理には万全の措置を講じること。

5、県営山神ダムの水及び産業廃棄物処理施設周辺の環境が、将来にわたる安全宣言が行えるよう、抜本的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月17日として、村山議長名で福岡県知事に出すものであります。ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分

~~~~~

日程第23 議員の派遣について

議長(村山弘行議員) 日程第23、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第24 閉会中の継続調査申し出について

議長(村山弘行議員) 日程第24、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項字句その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によってその整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本定例会に付議されました案件の議案はすべて終了しました。

これをもちまして平成17年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時28分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年8月25日

太宰府市議会議長 村山 弘行

会議録署名議員 大田 勝義

会議録署名議員 安部 啓治